

御嵩町では危険木にかかる伐採費用を補助します

(財源は森林環境譲与税を活用しております。)

令和7年度より、御嵩町では町民の安全安心な生活環境の維持保全のため、御嵩町危険木伐採等補助金交付要綱により危険木の伐採を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象

- (1) 伐採面積が1,000平方メートル未満であること。
- (2) 施業内容が伐採等(伐採、撤去、処分)を行うものであること。



危険木とは(詳しくは農林課までお問い合わせください)

森林法第2条に規定する森林に存する樹高が概ね10メートル以上の立木(竹を含む。)であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 倒木により第三者が居住又は就労している家屋若しくは事業所及び公共施設に被害を与えるおそれのあるもの
- (2) 倒木により道路法第3条又は建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の通行に支障を生じるおそれのあるもの
- (3) その他町長が特に危険と認めるもの

補助対象者

- (1) 危険木の所有者又は管理者
- (2) 危険木が倒れることで直接的な被害を受けるおそれのある家屋等の所有者又は管理者
- (3) 危険木が存する自治会の長

※(1)と(2)のどちらにも該当する場合(生計同一者の該当を含む)、対象外とする。



補助内容

○補助対象経費

- 危険木の伐採、撤去及び処分を、林業事業者等専門の事業者へ委託して行う経費。
- 危険木を有価物として処分する場合は、対象経費からその売却金額を控除 ※1,000円未満切捨。

○補助率・補助額

補助率は2/3とし、補助額は上限100万円とする。(※例:100万円(税抜き)申請 ⇒ 66万円補助。)

提出書類

1. 申請	<input type="checkbox"/> 御嵩町危険木伐採等補助金交付申請書(様式1) <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 承諾書(様式3)(所有者以外が申請する場合)	<input type="checkbox"/> 事業計画書(様式2) <input type="checkbox"/> 事業箇所の位置図・写真 <input type="checkbox"/> 見積書の写し
2. 完了報告	<input type="checkbox"/> 御嵩町危険木伐採等補助金実績報告書(様式7) <input type="checkbox"/> 伐採売却費がわかるもの(有価物を処分した場合)	<input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 代金領収書の写し <input type="checkbox"/> 施業後の写真
3. 請求	<input type="checkbox"/> 御嵩町危険木伐採等補助金交付請求書(様式9)	

注意:

申請希望の方は、必ず**実施前**に農林課森づくり係へ連絡してください。
事業実施後の申請は受付できません。

問合せ

御嵩町役場 農林課 森づくり係
Tel0574-67-2111